

東北電原運第28号

令和元年12月16日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

原田 宏哉

東通原子力発電所原子炉施設
保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定により、下記のとおり東通原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

平成16年6月30日付平成16・06・04原第17号で認可を受け、別表のとおり変更認可を受けた東通原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する。
(ただし、下線は含まない。)

2. 変更理由

(1) 放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更

旧原子力安全・保安院指示文書「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（N I S A - 1 1 1 a - 0 8 - 1）（平成20・04・21 原院第1号）を受け、関連する次の条文の追加・変更を行う。

（追加する条文）

第86条の2（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）

（変更する条文）

第3条（品質保証計画）

第86条の2（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）

(2) 記載の適正化

- a. 第30条（主蒸気逃がし安全弁）の記載について、女川原子力発電所との記載の整合を図る。
- b. 第106条（保守管理計画）の記載について、本文と注釈との整合を図る。
- c. 第117条（所員への保安教育）の記載について、表現の統一を図る。

3. 施行期日

本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
1	平成 16 年 8 月 31 日	平成 16・08・11 原第 12 号
2	平成 16 年 12 月 17 日	平成 16・11・17 原第 10 号
3	平成 17 年 11 月 28 日	平成 17・11・07 原第 2 号
4	平成 18 年 2 月 22 日	平成 18・01・27 原第 11 号
5	平成 18 年 10 月 27 日	平成 18・10・12 原第 5 号
6	平成 19 年 6 月 12 日	平成 19・05・18 原第 2 号
7	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・09・28 原第 36 号
8	平成 19 年 12 月 13 日	平成 19・11・30 原第 22 号
9	平成 20 年 6 月 18 日	平成 20・05・28 原第 9 号
10	平成 20 年 8 月 22 日	平成 20・07・11 原第 9 号
11	平成 20 年 12 月 12 日	平成 20・10・31 原第 7 号
12	平成 21 年 10 月 14 日	平成 21・08・17 原第 6 号
13	平成 22 年 1 月 22 日	平成 21・12・17 原第 2 号
欠番	—	—
15	平成 23 年 5 月 6 日	平成 23・04・08 原第 56 号
16	平成 23 年 5 月 11 日	平成 23・04・22 原第 11 号
17	平成 24 年 9 月 6 日	20120731 原第 7 号
18	平成 25 年 7 月 5 日	原管 B 発第 1307046 号
19	平成 26 年 1 月 28 日	原管 B 発第 1401282 号
20	平成 27 年 10 月 2 日	原規規発第 1510022 号
21	平成 28 年 3 月 24 日	原規規発第 1603248 号
22	平成 29 年 6 月 30 日	原規規発第 1706303 号
23	平成 30 年 2 月 6 日	原規規発第 1802068 号
24	平成 31 年 2 月 15 日	原規規発第 1902154 号
25	令和元年 6 月 3 日	原規規発第 19060311 号

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	理由
<p data-bbox="338 443 1121 583">東通原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="611 936 848 982">令和元年7月</p> <p data-bbox="531 1041 934 1094">東北電力株式会社</p>	<p data-bbox="1525 443 2309 583">東通原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p data-bbox="1792 936 2030 982">令和 年 月</p> <p data-bbox="1712 1041 2116 1094">東北電力株式会社</p>	

変更前					変更後					理由
第2章 品質保証 （品質保証計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下のとおり品質保証計画を定める。 （中略） 表3-1 一次・二次文書一覧表					第2章 品質保証 （品質保証計画） 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり，以下のとおり品質保証計画を定める。 （中略） 表3-1 一次・二次文書一覧表					
保安規定第3条の記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	保安規定第3条の記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	
4.2.2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	—	4.2.2	原子力品質保証規程	社長 (原子力品質保証室)	原品-1	—	
保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文	
4.1 6.3	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	—	4.1 6.3	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原4-1	—	
4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	—	4.1	原子力QMS プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	—	
4.2.1 4.2.3 4.2.4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領※1	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2	第119条	4.2.1 4.2.3 4.2.4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領※1	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2	第119条	
5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-1	—	5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-1	—	
5.4.1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-2	—	5.4.1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-2	—	
5.5.1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-3	第5条, 第8条~第9条の3	5.5.1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-3	第5条, 第8条~第9条の3	
5.5.2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-4	—	5.5.2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-4	—	
5.5.4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-5	第6条, 第7条	5.5.4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-5	第6条, 第7条	
5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-6	—	5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-6	—	
6.2.2	原子力QMS 力量, 教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第117条, 第118条	6.2.2	原子力QMS 力量, 教育・訓練および認識要領	原子力部長 (原子力部)	原6-1	第117条, 第118条	
	原子力QMS 内部監査員の力量, 教育・訓練および認識要領	原子力考査室長 (原子力考査室)	原考6-1	—		原子力QMS 内部監査員の力量, 教育・訓練および認識要領	原子力考査室長 (原子力考査室)	原考6-1	—	
6.4 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5	原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	—	6.4 7.1 7.2.1 7.2.2 7.5	原子力QMS 業務の計画および 実施要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品7-1	—	
7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第12条~第77条, 第83条, 第86条~第88条	7.1 7.5	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原7-1	第12条~第77条, 第83条, 第86条, 第87条, 第88条	放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第19条~第21条, 第23条, 第25条~第27条, 第35条, 第68条, 第71条~第73条, 第78条~第82条, 第84条, 第85条		原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-2	第19条~第21条, 第23条, 第25条~第27条, 第35条, 第68条, 第71条~第73条, 第78条~第82条, 第84条, 第85条	
	原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第86条~第90条		原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-3	第86条~第90条	
	原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第91条~第105条		原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-4	第91条~第105条	

変更前	変更後	理由																						
<p style="text-align: center;">第4章 運転管理</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(主蒸気逃がし安全弁) 第30条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>表30-3</p> <table border="1" data-bbox="166 657 1288 873"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1弁以上の逃がし安全弁が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。 ※2：公称値</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 1弁以上の逃がし安全弁が動作不能の場合	A1. 当該逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	<p style="text-align: center;">第4章 運転管理</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(主蒸気逃がし安全弁) 第30条 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁は、表30-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、主蒸気逃がし安全弁排気管の温度上昇は主蒸気逃がし安全弁の動作不能とはみなさない。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>表30-3</p> <table border="1" data-bbox="1353 657 2475 873"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 1弁以上の主蒸気逃がし安全弁が動作不能の場合</td> <td>A1. 当該主蒸気逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。</td> <td>10日間</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B1. 高温停止にする。</td> <td>24時間</td> </tr> <tr> <td>B2. 冷温停止にする。</td> <td>36時間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気逃がし安全弁の取替を実施する場合は、定期検査前に本検査を行うことができる。 ※2：公称値</p>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 1弁以上の主蒸気逃がし安全弁が動作不能の場合	A1. 当該主蒸気逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10日間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間	B2. 冷温停止にする。	36時間	<p style="text-align: center;">記載の適正化 （女川原子力発電所との記載の整合）</p>
条 件	要求される措置	完了時間																						
A. 1弁以上の逃がし安全弁が動作不能の場合	A1. 当該逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10日間																						
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																						
	B2. 冷温停止にする。	36時間																						
条 件	要求される措置	完了時間																						
A. 1弁以上の主蒸気逃がし安全弁が動作不能の場合	A1. 当該主蒸気逃がし安全弁を動作可能な状態に復旧する。	10日間																						
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B1. 高温停止にする。	24時間																						
	B2. 冷温停止にする。	36時間																						

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第86条の2 放射線管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 放射性廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><u>(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)</u> 第86条の2 「原子力施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物」（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下、本条において「資材等」という。）および管理区域内において使用された工具類等（以下、本条において「物品」という。）とする。</p> <p>2. 放射線管理課長は、第91条第1項で定める区域内において設置された資材等または使用された物品を「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断する場合は、次の各号に基づき実施する。</p> <p>(1) 第92条第1項(1)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(2) 第92条第1項(2)の区域において設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、汚染された資材等について、汚染部位の特定・分離を行った場合には、残った汚染されていない部位は「放射性廃棄物でない廃棄物」とすることができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>(3) 第92条第1項(1)の区域で使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>(4) 第92条第1項(2)の区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断する。</p> <p>なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていない物品について、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断することができる。</p> <p>また、適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認する。</p> <p>3. 各課長は、「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたものについては、第91条第1項で定める区域から搬出するまでの間、汚染されたものとの混在防止措置を講じる等、所要の管理を行う。</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第86条の3 放射線管理課長は、原子炉等規制法または電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2. 各課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄または資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p>	<p>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更</p> <p>放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更</p>

変更前	変更後	理由
<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p>（保守管理計画） 第106条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>7.2 補修、取替えおよび改造計画の策定 (1) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※2}の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。 (2) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 検査および試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準 c. 検査および試験の実施時期 ※2：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物をいう。（以下、本条および第119条において同じ） ※3：法令に基づく手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査）、ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条および第119条において同じ。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>（所員への保安教育） 第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施手順書」に基づき、次の各号を実施する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p style="text-align: center;">第8章 保守管理</p> <p>（保守管理計画） 第106条 保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>7.2 補修、取替えおよび改造計画の策定 (1) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※2}の補修、取替えおよび改造を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。 (2) 組織は、補修、取替えおよび改造を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。 a. 検査および試験の具体的方法 b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準 c. 検査および試験の実施時期 ※2：安全上重要な機器等とは、安全上重要な機器等を定める告示に定める機器および構造物をいう。（以下、本条および第119条において同じ。） ※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査）、ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）および第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。（以下、本条および第119条において同じ。）</p> <p style="text-align: center;">（省略）</p> <p style="text-align: center;">第10章 保安教育</p> <p>（所員への保安教育） 第117条 原子炉施設の運転および管理を行う所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容とその見直し頻度等を定めた「保安教育実施手順書」に基づき、次の各号を実施する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p>	<p style="text-align: center;">記載の適正化 （本文と注釈の整合）</p>

変更前

変更後

理由

表117-1

表117-1

所員への保安教育実施方針（総括表）

所員への保安教育実施方針（総括表）

Table with columns for '保安教育の内容', '対象者と教育時間※2', and '実施時期'. It details training requirements for various roles like '運転員', '運転員以外の技術系所員', and '事務系所員' across different categories like '入所時に実施する教育', '放射線業務従事者教育', and 'その他反復教育'.

Table with columns for '保安教育の内容', '対象者と教育時間※2', and '実施時期'. It details training requirements for various roles like '運転員', '運転員以外の技術系所員', and '事務系所員' across different categories like '入所時に実施する教育', '放射線業務従事者教育', and 'その他反復教育'.

記載の適正化（表現の統一を図る）

記載の適正化（表現の統一を図る）

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に教育内容に濃淡はあり)
○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に教育内容に濃淡はあり)
×:教育の対象外
():合計の教育時間

※1:各課長が、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。

◎:全員が教育の対象者(関連する業務内容に教育内容に濃淡はあり)
○:業務に関連する者が教育の対象(関連する業務内容に教育内容に濃淡はあり)
×:教育の対象外
():合計の教育時間

変更前

変更後

理由

表117-3

表117-3

所員への保安教育実施方針（運転員）

所員への保安教育実施方針（運転員）

Table with columns: 保安教育の内容, 中分類, 小分類(項目), 細目, 具体的教育内容, 対象者※1 (運転員), 実施頻度および時間. Rows include: 関係法令および保安規定の遵守に関する事, 原子炉施設保安規定, 運転管理 (運転管理I, II, 異常時対応), 運転訓練, 保守管理, 核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱に関する事.

Table with columns: 保安教育の内容, 中分類, 小分類(項目), 細目, 具体的教育内容, 対象者※1 (運転員), 実施頻度および時間. Rows include: 関係法令および保安規定の遵守に関する事, 原子炉施設保安規定, 運転管理 (運転管理I, II, 異常時対応), 運転訓練, 保守管理, 核燃料物質および核燃料物質による汚染された物の取扱に関する事.

記載の適正化 (表現の統一を図る)

◎: 全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
×: 教育の対象外
※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※2: 発電副長の代務を行う発電管理課副長を含む。
※3: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある。)
・この〇年間で〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない。)
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

◎: 全員が教育の対象者(関連する業務内容に応じて教育内容に濃淡あり)
×: 教育の対象外
※1: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から課せられる。
※2: 発電副長の代務を行う発電管理課副長を含む。
※3: 記載するにあたっての考えは、以下のとおり。
・本教育は、同一科目であっても対象者の職位に応じて理解の範囲、深さに差がある。(ある教育で、複数の科目をカバーする場合もある。)
・この〇年間で〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間であり、上表はこの教育時間の中に含まれている。(上述の表の細目の時間を累積した時間ではない。)
・各細目の内容が密接に関わっていることから細目毎の時間の区別は行わない。

東通原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表（令和元年度 東北電原運第28号）

東北電力株式会社

変更前	変更後	理由
<p>附 則（平成26年1月28日 原管B発第1401282号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第86条については、固体廃棄物処理設備設置工事の固型化に伴う運転操作について、機械保修課長から発電管理課長にリリースした日から適用し、それまでの間は従前の例による。</p> <p>2. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>（中略）</p>	<p>附 則（平成26年1月28日 原管B発第1401282号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。ただし、第86条については、固体廃棄物処理設備設置工事の固型化に伴う運転操作について、機械保修課長から発電管理課長にリリースした日から適用し、それまでの間は従前の例による。</p> <p>2. 第60条において、非常用発電機の運用を開始するまでは、必要な電力供給が可能な場合、大容量電源装置を非常用発電機とみなすことができる。</p> <p>（中略）</p>	
<p>附 則（平成30年2月6日 原規規発第1802068号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>附 則（平成30年2月6日 原規規発第1802068号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	
<p>附 則（平成31年2月15日 原規規発第1902154号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	<p>附 則（平成31年2月15日 原規規発第1902154号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</p>	
<p>附 則（令和元年6月3日 原規規発第19060311号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	<p>附 則（令和元年6月3日 原規規発第19060311号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、第4条 図4の発電所の保安に関する組織への変更を行う日から施行する。</p>	
	<p><u>附 則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 本規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p>	<p>変更に伴う附則の追加</p>